



鳥取県公報

平成 23 年 7 月 29 日 (金)
第 8 3 1 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 土地改良区の定款の変更の認可 (2 件) (434・435) (農地・水保全課) 2
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (436) (中部総合事務所県民局) 2
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (437) (西部総合事務所県民局) 3
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (438) (〃) 3
- ◇ 公 告 鳥取県林地開発条例の規定に基づく許可状況の公表 (東部総合事務所農林局) 4

告 示

鳥取県告示第434号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大倉土地改良区の定款の変更を平成23年7月21日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年7月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第435号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大谷溜池土地改良区の定款の変更を平成23年7月21日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年7月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第436号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成23年9月15日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成23年7月29日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

1 申請のあった年月日

平成23年7月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人東伯けんこう

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

横山 明子

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

東伯郡琴浦町大字徳万352-4

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、地域のなかで自分らしく豊かな生活ができるように、就労支援活動、生産活動、交流活動等の事業を行い、障害者の自立及び社会参加を支援し、ノーマライゼーション社会の実現に努め、地域と社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

6 定款の変更事項

理事長の月額報酬上限額の新設

総会及び理事会の権能の変更

鳥取県告示第437号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成23年9月20日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成23年7月29日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 申請のあった年月日
平成23年7月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人日の出
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
松井 弘
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
米子市皆生温泉四丁目6-3
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、障がいのある人に対して、それぞれ個人の尊厳を保持しつつ、その能力及び適性に応じた福祉支援事業を行い、障がいのある人の自立に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第438号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成23年9月20日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成23年7月29日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 申請のあった年月日
平成23年7月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人なんぶSANチャンネル
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
野口 隆資
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
西伯郡南部町法勝寺377-1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、南部町民が郷土に誇りを持ち、町の未来について積極的にまちづくりに参画していけるよう、地域に根ざした番組の提供を通じて貢献することで地域の発展に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項
種別並びに入会金及び会費

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成23年7月29日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

| 開発者の氏名又は名称及び代表者の氏名 | 開発者の住所又は主たる事務所の所在地 | 開発行為を行う土地の所在地 | 開発行為の目的 | 土地の面積 | | | 開発行為の工期 | 開発行為の許可年月日 |
|----------------------------------|--------------------|---------------|------------|--------------|---------------------|-----------------|--------------------------|------------|
| | | | | 開発事業区域の土地の面積 | 開発行為をしようとする森林の土地の面積 | 開発行為に係る森林の土地の面積 | | |
| 財団法人鳥取県建設技術センター 代表理事 岡本 正文 | 倉吉市福庭町二丁目23 | 鳥取市河原町三谷地内 | 建設残土の処分場建設 | 8.7456ヘクタール | 7.7164ヘクタール | 3.4839ヘクタール | 平成18年3月10日から平成24年3月31日まで | 平成23年7月8日 |